

# 各種手当等の認定申請を

★すでに受給されているかたは、再申請の必要はありません。  
 ★新規に申請されるかたは、申請に必要なもの等を事前に各問い合せ先へ確認してください。

障害関係手当（平成22年10月現在） 申請・問い合せ 健康福祉部障害支援課（いきいきプラザ1階）

手当の種類	手 当 額	所得制限	対 象 者	対象とならないかた
特別障害者手当	月額 26,440円	有	20歳以上かつ下表の所得制限限度額未満で、身体障害者手帳及び愛の手帳の1級（度）程度の障害が重複しているかた、又はこれらと同等の疾病、精神障害のかた	施設入所者 病院・診療所に3か月以上入院しているかた
障害児福祉手当	月額 14,380円	有	20歳未満かつ下表の所得制限限度額未満で、おおむね身体障害者手帳及び愛の手帳の1級（度）程度のかた、又はこれらと同等の疾病、精神障害の児童	施設入所者 障害を支給事由とする年金を受給している児童
特別児童扶養手当	特児等級1級 月額 50,750円 特児等級2級 月額 33,800円	有	下表の所得制限限度額未満で、次のいずれかの障害程度の20歳未満の児童を扶養している父・母又は養育者 特児等級1級＝身体障害者手帳1級、2級（上肢の一部を除く）、3級 下肢の一部のみ）愛の手帳1～2度程度 特児等級2級＝身体障害者手帳3級（下肢の一部を除く）、4級 下肢の一部のみ）愛の手帳3度程度 上記と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のあるかた	施設入所者
心身障害者福祉手当	月額 15,500円	有	20歳以上かつ下表の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた 身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性麻痺、進行性筋萎縮症のかた（程度不問）	施設入所者 65歳以降に新規に申請するかた
重度心身障害者手当	月額 60,000円	有	下表の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた 重度の肢体不自由者（児）で、両上肢及び両下肢の機能が失われ座っていることが困難な程度以上のかた 重度の知的障害と重度の身体障害が重複しているかた 重度の知的障害と著しい精神症状が重複しているかた	施設入所者 病院・診療所に3か月以上入院しているかた 65歳以降に新規に申請するかた
障害者手当	月額 7,000円	有	下表の所得制限限度額に該当し、かつ次のいずれかに該当するかた 身体障害者手帳1～4級 愛の手帳1～4度	施設入所者 心身障害者福祉手当受給者 児童育成手当（障害手当）受給者 65歳以降に新規に申請するかた
障害者自動車ガソリン費等補助	ガソリン費補助 1リットルにつき55円 （月50リットルまで）	有	下表の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた 身体障害者手帳1～3級（歩行困難な障害） 愛の手帳1～3度	施設入所者 車が障害者本人又は同居の家族以外の名義であるもの（家族が市内別居の場合に特例あり） 営業車 タクシー料金補助受給者
	ガソリン費補助 1リットルにつき55円 （月80リットルまで）	有	下表の所得制限限度額以下で、本人運転及び身体障害者手帳1～2級（歩行困難な障害）のかた	
	タクシー料金補助 上限 3,000円/月	有	下表の所得制限限度額に該当し、かつ次のいずれかに該当するかた 身体障害者手帳1～3級（歩行困難な障害） 愛の手帳1～3度	
難病患者福祉手当	月額 5,000円	有	下表の所得制限限度額に該当し、かつ右下表の対象疾病にかかっているかたで、東京都難病医療費等助成制度の医療券の交付を受けているかた	施設入所者 心身障害者福祉手当受給者 障害者手当受給者 児童育成手当（障害手当）受給者
被爆者見舞金	年額 5,000円	無	被爆者健康手帳をお持ちのかた（所得制限はありません）	

ガソリン費及びタクシー料金ともに使用しなかった月は支給しません。また、1か月の使用量が上限額までいかない場合は、実用量で計算して支給額を決めます。タクシー料金補助の配偶者又は扶養義務者の所得制限限度額は、同一世帯に障害者（身体障害者手帳1～3級の歩行困難なかた又は愛の手帳1～3度のかた）が2名以上いる場合、ガソリン費補助の所得制限限度額と同額になります。（下表の所得制限限度額参照）

交通関係割引 申請・問い合せ 健康福祉部障害支援課

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちのかたは、交通関係の割引を受けることができますが、下記の割引を受けるには障害支援課への申請が必要です。

交通機関	割引率	対 象	備 考
都営交通	本人100% 介護人50%	手帳所持者 介護者（手帳が第1種の場合のみ）	・シルバーパスをお持ちのかたは対象になりません。
民営バス	50%	手帳所持者 介護者（手帳が第1種の場合のみ）	・障害者本人は、手帳の提示により割引が受けられます。介護人と一緒に乗車する場合は、介護人用の割引証が必要ですので、障害支援課へ申請をしてください。
有料道路	50%	身体障害者手帳所持者本人が運転 第1種身体障害者手帳・1～2度の愛の手帳所持者が介護人運転の車で移動	・自家用車が対象です。 ・介護人とは、恒常的に障害者を介護するかたを指します。ETCを利用する場合も割引の対象になります。

ひとり親家庭のかた 申請・問い合せ 子ども家庭部子ども総務課（いきいきプラザ2階）

補助・助成の種類	補助額	対 象 者	対象とならないかた
補助 母子家庭 家賃補助	月額 5,000円	市内の民間アパート、借家等に居住し、かつ市内に住民登録のあるかた 20歳未満の児童を扶養している母子家庭のかた 前年の所得が下表の所得制限限度額の児童扶養手当「一部支給」欄の額未満のかた	生活保護受給者 公営住宅及び住宅居住者 契約名義が本人以外
助成 ひとり親家庭等 医療費助成	全額助成（非課税世帯） 保険診療の自己負担の2/3を助成（所得基準額未満）	市内に住民登録のあるかた 18歳に達した日の属する年度末以前（障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育する母子・父子家庭等各種健康保険に加入しているかた 助成の範囲 病院等で診療を受けたときに支払うべき自己負担分（食事療養費標準負担額等の保険のきかないものは除く）	生活保護受給者 他の法令により助成を受けることができるかた 児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所しているかた

難病患者福祉手当

対 象 疾 病 名
ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎、特異性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、高安病（大動脈炎症候群）、ピュルガー病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、劇症肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患、アミロイドーシス（原発性アミロイド症）、後縦帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）、ウェグナー肉芽腫症、特異性拡張型心筋症、多系統萎縮症、表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）、膿疱性乾癬、広範脊柱管狭窄症、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、特異性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織病、原発性免疫不全症候群、特異性間質性肺炎、網膜色素変性症、プリオン病、肺動脈性肺高血圧症、神経線維腫症（型・型）、亜急性硬化性全脳炎、パッド・キアリ症候群、慢性血栓性肺高血圧症、ライソゾーム病（ファブリー病含む）、副腎白質ジストロフィー、家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、肥大型心筋症、拘束型心筋症、ミトコンドリア症、リンパ管筋腫症（LAM）、重症多形滲出性紅斑（急性期）、黄色靱帯骨化症、間脳下垂体機能障害、進行性筋ジストロフィー、ウィルソン病、脊髄空洞症、悪性高血圧、骨髄線維症、ネフローゼ症候群、母斑症、シェーグレン症候群、多発性嚢胞腎、特異性門脈圧亢進症、原発性硬化性胆管炎、肝内結石症、ミオトニー症候群、特異性好酸球増多症候群、アレルギー性肉芽腫性血管炎、強直性脊椎炎、びまん性汎細気管支炎、遺伝性（本態性）ニューロパチー、遺伝性QT延長症候群、先天性ミオパチー、成人スティル病、網膜脈絡膜萎縮症、自己免疫性肝炎、先天性血液凝固因子欠乏症等、人工透析を必要とする腎不全

児童関係手当等（平成22年10月現在） 申請・問い合せ 子ども家庭部子ども総務課 20歳未満で政令の定める程度の障害を有する児童を含む

手当等の種類	手 当 ・ 助 成 額	対 象 者	対象とならないかた
子ども手当	一律 月額 13,000円	15歳に達した日の属する年度末以前の児童を扶養している父・母又は養育者のかた。所得制限はありません。 平成23年度以降については未定	
児童育成手当	育成手当 月額 13,500円	下表の所得制限限度額未満で、次のいずれかの状態にある18歳に達した日の属する年度末以前の児童を扶養している父・母又は養育者 離婚 父又は母が死亡 父又は母が1年以上児童を遺棄 父又は母が1年以上法令で拘禁 未婚 父又は母の生死が不明 父又は母が政令で定める程度の障害を有する	
	障害手当 月額 15,500円	20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかの状態にある児童を扶養している父・母又は養育者 愛の手帳1～3度程度 身体障害者手帳1～2級程度 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症と診断された児童	
児童扶養手当	全部支給 月額 41,720円 一部支給 月額 41,710円～9,850円 2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円を加算	下表の所得制限限度額未満で、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度末以前の児童を扶養している父・母又は養育者 離婚 父又は母が死亡 父又は母が1年以上児童を遺棄 父又は母が1年以上法令で拘禁 未婚 父又は母の生死が不明 父又は母が政令で定める程度の障害を有する	
乳幼児医療費助成	全額助成（保険診療の自己負担分） 食事療養費標準負担額を除く	次の要件を満たす学齢前の乳幼児 市内在住のかた 各種健康保険に加入しているかた 所得制限はありません。	対象とならないかた 生活保護受給者 里親に委託されているかた 児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所しているかた
義務教育就学児医療費助成	全額助成（保険診療の自己負担分） ただし、通院1回につき200円の自己負担となります。 食事療養費標準負担額を除く	次の要件を満たす小・中学生の児童・生徒 市内在住のかた 各種健康保険に加入しているかた 保護者の所得が下表の所得制限限度額未満のかた	

所得制限限度額 問い合せ 健康福祉部障害支援課（障害者（児）関係の手当、特別児童扶養手当）、子ども家庭部子ども総務課（義務教育就学児医療費助成、児童育成手当、児童扶養手当）

手当の種類	特別障害者手当、障害児福祉手当		特別児童扶養手当		重度心身障害者手当注	障害者手当、障害者自動車ガソリン費等補助、難病患者福祉手当注		義務教育就学児医療費助成		児童育成手当（育成・障害手当）	児童扶養手当		孤児等の養育者配偶者扶養義務者	
	心身障害者福祉手当注		保護者	配偶者扶養義務者		国民年金等	厚生年金等	全部支給	一部支給					
区分	障害者本人	配偶者扶養義務者	保護者	配偶者扶養義務者	障害者本人扶養義務者	障害者本人	配偶者、扶養義務者	保護者	保護者	保護者 養育者	保護者	保護者		
税法上の扶養親族数	0人	360万4千円	628万7千円	459万6千円	628万7千円	360万4千円	市 民 税 非 課 税	360万4千円	460万円	532万円	360万4千円	19万円	192万円	236万円
	1人	398万4千円	653万6千円	497万6千円	653万6千円	398万4千円	市 民 税 非 課 税	398万4千円	498万円	570万円	398万4千円	57万円	230万円	274万円
	2人	436万4千円	674万9千円	535万6千円	674万9千円	436万4千円	市 民 税 非 課 税	436万4千円	536万円	608万円	436万4千円	95万円	268万円	312万円
	1人増すごとに加算	38万円	21万3千円	38万円	21万3千円	38万円	市 民 税 非 課 税	38万円			38万円			

特別児童扶養手当、児童育成手当、児童扶養手当は、平成21年分の給与所得控除後の額から8万円を控除した額が対象となります。医療費等控除については、子ども総務課（特別児童扶養手当の医療費等控除については障害支援課）にお問い合わせください。  
 障害者本人、配偶者、扶養義務者、保護者、養育者等が条件の範囲となります。  
 「注」のある手当は基準額以下が対象となり、その他の手当は基準額未満が対象となります。